

緊急やむを得ない身体的拘束についてのご説明

～安心・安全な医療を提供するために～

当院では、患者さんの基本的人権を尊重する観点から、身体的拘束を行わない方針です。

患者さんの生命および身体が危険に曝される可能性が著しく、身体的拘束を行う以外に安全を確保する代替方法がない場合を除いて身体的拘束をしない医療・看護の提供に努めています

身体的拘束とは？

身体的拘束とは、患者さんの手足や体の動きを制限することをいいます。

なぜ身体的拘束が行われるのか？

安全を守るため、以下のような理由で一時的に身体的拘束が必要になることがあります。

- ・点滴の針や医療機器を自分で外してしまう
- ・転倒・転落の危険性が高いとき
- ・自傷や他人に損傷を与えてしまう状況など

身体的拘束は最終手段です

当院では、身体的拘束を避けるために以下のような努力をしています。

- ・環境調整(ベッド周囲の整理・見守りの強化など)
- ・リハビリや認知症ケアの充実
- ・専門的なチームのラウンド・回診
- ・ご家族との連携による安心の提供 など

それでも安全が確保できない場合、医師・看護師・多職種での話し合いのもと必要最小限の期間・範囲で身体的拘束を行います。

ご家族のご理解とご協力をお願いします

身体的拘束が必要と判断された場合、下記の拘束具を使用させていただきます。

また日中に使用した場合は当日中、使用開始が休日・夜間の場合は後日、医師よりご家族にご連絡し、ご説明・ご承諾をお願いしています。ご協力お願いいたします。

ご不明な点はいつでも医師・看護師におたずねください。

主な身体的拘束具の種類(体幹抑制・医療用ミトン・上肢抑制・下肢抑制・つなぎ病衣など)



このほかにも、行動監視器具(センサー類)なども使用することがございます。

※厚生労働省のガイドラインに基づき、適切な対応を行っています。